

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
修正が必要				
・ いたずらに拡大適用するべきではないと思いますが、それなりに科学的根拠がある場合であれば準用すればよい		1		
・ ウイルス性肝炎以外の肝炎も存在する				1
・ どこまでが拡大解釈されるのかが不明でわかりにくい	1			
・ どのような状態を対象とするのかが不明瞭。はっきりさせる必要がある				1
・ 因果関係のあるものに限る				1
・ 肝炎に限らず…	1			
・ 原則的に同意するが、個別には適用条件の検討が必要			1	
・ 職域でのウイルス性肝炎とその他の薬剤性肝炎や化学物質による肝炎との鑑別は困難である		1		
・ 同意できない				1
・ 病原体が同定されていなければ、測定不能である		1		
・ 病原体が同定されてからでもよいのでは		1		
・ 不安を与えるだけなので、病原体が同定されてからでもよい				1
・ 慢性肝炎のみというのはいかが？				1
・ 未だ同定されていないウイルスについては適用するべきではない				1
・ 労働者のための治療法が決定していないときどこまで事業所や産業医が知っておくべきなのか、有益なのかは不明である				1

◀7▶ 上記以外に必要なと思われる提言やご意見があれば、下記にご記入ください。

専属産業医

- ・ 国民への教育としてコマーシャルすべき
- ・ 産業医・産業保健スタッフ自身に対するウイルス検査も。
- ・ 意義のある研究と思います。結果を教えてください。
- ・ 大企業ではすでに十分な管理がなされている。感染症に関して、職域で産業医が中心となり労働者の意志とプライバシーが尊重され、企業にもメリットとなるような活動が可能となる提言なり通達が出ることを期待する。
- ・ 時間外労働、睡眠時間、座位などは関係しあいつつ増悪因子となる印象があります
- ・ 職域に限らず、ウイルス性肝炎は行政が主体的に実施するべきであり、事業者に対応を求めるべきではない
- ・ 肝炎の有無で採用が決定されてはならぬ。

嘱託産業医

- ・ 肝炎ウイルス検査は一度は受けていただきたいので雇い入れ時の項目に入れてはいかがでしょうか？
- ・ 今回の提言が確立されることを期待している
- ・ 採用時の肝炎ウイルス検査の禁止も必要である
- ・ 中小規模事業所においては提言内容を実行するための体制づくりについても盛り込むとよいのでは？
- ・ 感染リスクの低い職場では個人への対応で十分
- ・ ①各種体制は無理なく構築できればよいが、実際は困難であり、ウイルスチェックすることを促すことと反してしまう。プライバシー保護以外の体制を構築するための必然性はないと思われる。定健と同等のプライバシーの保護は必要であろうが、安全配慮義務を遂行するための情報公開の範囲を示すことや情報を共有することも必要である。産業保健スタッフと個人との関係のみでは事業所の健康管理が成り立たない。この提言が医療関係など感染のハイリスク職場に対してのものであれば前文とも同意できる。
- ・ ②行政の対応が不均一で経費や認定、受け入れ体制を構築するべきである。
- ・ ③臨床医の対応もまちまちで不要と思われる検査や投薬を長年続けることや説明が不十分であることも多い。
- ・ ④さまざまな理由で肝炎を放置している事例も多いが、はっきりと悪化している事例もないことも事実である。

産業保健推進センター

- ・ 産業医と事業者に対する提言とするべき(50名以上の労働者がいるところは産業医が選任されているから)
- ・ 肝炎労働者といっても一人一人の原因、合併症の有無、進行度に差がある。詳細な説明は主治医よりなされるべきだと思いますが、十分理解できていない労働者が存在します。産業医としても対応もひとくくりではありません。労働者、主治医、事象主それぞれの負担の軽減のために信頼度の高い産業医が存在することが必要です。
- ・ 業務上疾病、保健事業に定められた内容と整合性を持たせる必要がある。提言ではなく、行政対策として定められる必要があるのでは？
- ・ 職域外でも肝炎増悪因子の情報収集が必要と思われる。
- ・ 肝炎労働者に適した職務設計

地域産業保健センター

- ・ 感染のハイリスク事故があった場合のマニュアルの提示が必要だと思います。ウイルスの感染が分かればプライバシーを考慮しながら感染事故のないようにする努力が必要だと思いますので、少なくとも産業保健スタッフには報告することが必要。

- ・ ①産業医たる者安全衛生委員会に出席すべき
 ②衛生教育は1～2回必ず行うこと
 ③職場巡視は月1回必ず行うこと
 ④事業主・衛生管理者とのコミュニケーションを密にすること
 ⑤継続すること
 ⑥情熱を持つこと
 ⑦産業医もはたらく者の一人であることを自覚するとともに理解してもらうこと
 ⑧常にチャレンジ精神と主に学ぶこと

- ・ ①職場で外傷を負った同僚が実は感染者であっても、知っているのは本人と産業医、衛生管理者であり、応急手当をしようとする同僚には知られていない場合がほとんどであるので保護具の使用ができず一次感染防止にならないことが問題である。
 ②HBVワクチンは事業者責任ではなく、国が法制化し、強制的に接種させるべきと考える。

- ・ 血液製剤、輸血はなるべく行わず、代用血液製剤の開発が望まれます

- ・ 勉強になりました

- ・ 地域産業保健センターなどの利用に関する啓蒙

- ・ 当該労働者がリストラ等就業上不利にならないよう努めるのが肝要

- ・ ハイリスク職場を限定して基準を決めてはどうでしょう(血液を取り扱う、肝障害を起こす薬剤製品を扱うなど)

- ・ 研究としてはよいが、じっくり時間をかけて行われることが必要

- ・ 提言を作成するのは勝手だが、これをもって全国の産業医がこの提言に賛同したかの表現をされないように

- ・ ウイルス肝炎の場合、職場内や家庭内での生活指導等について産業医の果たす役割は大きいと感じています。

- ・ 項目ひとつひとつは同意できるものだが、労働者のプライバシー保護と当該労働者の病状増悪予防のための措置や他の労働者への感染予防のための措置との間には実際の場合において同等にはできない部分がある。個別指導や教育など理想ではなるが、人手や時間など限りがあり、なかなか実現困難であると思う。

- ・ 職場での肝炎対策が遅れているので、提言は必要と思うが、一方会社が疾病を利用して解雇や配置転換を実施することも多いので、検査などは会社と関係ない機関が行うのが望ましい。このアンケートはプライバシーへの配慮が少ない。新人研修で教育しても新しい仕事を覚えるのに精一杯で、かえって知ったつもりになるほうが怖い。産保センターでの肝炎の相談なども情報の保管や管理は困難である。

- ・ 定期健康診断で肝機能異常者は1回はウイルス検査を義務つける必要がある。その結果は配置転換、職場環境の改善が必要なもの意外は医師から本人に直接伝えるような守秘義務は必要。

- ・ 定期健康診断における肝機能障害の有所見率が高いこと、IFNによる医療費が増大していることから肝炎の予防・早期発見・早期治療に努めていきたい

- ・ 産業医および健康管理に携わるパラメディカルの教育が必要

- ・ 肝炎患者は多大な医療費のために十分な医療を受けていない者がいる。行政からの助成が必要と考える。

- ・ 職場での飲酒についての講演会や広報を通しての指導が必要。若い女性の飲酒の機会も増えている。

- ・ 感染者に対して過保護にならないように気をつけること

肝炎労働者の健康管理に関する提言アンケート

1. アンケート回答方法

このアンケートは全 10 ページあります。

このアンケートでは以下のように、提言の対象別に分けています。

- ＜1＞ (国から) 労働者への提言
- ＜2＞ (国から) 肝炎労働者への提言
- ＜3＞ (国から) 産業医等への提言
- ＜4＞ (国から) 事業者への提言
- ＜5＞ 行政への提言
- ＜6＞ 拡大解釈

提言が左ページに、回答欄が右ページにあります。それぞれの項目について、右ページの回答欄にご回答ください。

先生ご自身の産業保健活動を踏まえてお答えください。

- 1) 文章の内容に対して実施可能または、問題ないと考えられる場合
右ページの「同意」欄に○を記してください。
- 2) 文章の内容に対して実施できないまたは、必要がないと考えられる場合
右ページの「不要」欄に○を記しその理由を「不要の理由または修正の内容」に記載してください。
- 3) 文章の内容の一部を変更すれば実施可能、問題ないと考えられる場合
右ページの「修正」に○を記しその理由を「不要の理由または修正の内容」に記載してください。
- 4) ＜1＞の 2、＜2＞の 3、＜5＞の 1 にはさらに質問に対する回答を記入してください。
- 5) ＜7＞にはご意見などをご自由に記入してください。

2. アンケート返信方法

同封の返信用封筒にて返信ください。

3. アンケートの期限

勝手ながら 2 月 16 日 (月) までをお願いいたします。

以上

ご意見窓口・ご連絡先

〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1

産業医科大学 医学部 衛生学

鈴木 理恵

TEL: 093-691-7429

FAX: 093-691-9341

e-mail: riec-sgy@umin.ac.jp

肝炎労働者の健康管理に関する提言アンケート

本調査票における肝炎労働者とは急性、慢性の B 型・C 型肝炎および無症候性キャリアである労働者を指し、治癒後の再発例を含む。

《1》労働者(肝炎ウイルスに感染していない、あるいは感染の有無が分からない)への提言

1. 一生に一度は何らかの機会に自身の肝炎ウイルス保有の有無を確認するよう努めること。職場でウイルス検査が実施されている場合は利用することが望ましい。
2. 医療現場など肝炎に感染するリスクが高い職場では、B型肝炎ワクチンの接種など、事業者が行う感染の予防措置に協力すること。
3. 職場で感染のハイリスク事故が発生したときは、産業医および事業者に報告し、事業者が行う事後措置に協力すること。
4. 職場以外で感染のリスクがある(あった)と思われるときは、産業医または医療機関に相談することが望ましい。

《2》労働者(肝炎ウイルスに感染している(無症候性キャリアを含む))への提言

1. 主治医の指示にしたがって定期的な検査や必要な治療を確実に受けること。
2. 主治医に対して、職場環境や業務から受ける身体への負荷に関する情報を伝達すること。
3. 就業しながら治療を継続するために必要な職場の配慮について(通院への配慮など)主治医と十分に相談すること。
4. 産業医に対して、感染の状態や病状に影響する可能性のある職場環境や業務に関する配慮および改善について必要に応じて相談すること。
5. 自分が肝炎ウイルスに感染していることを職場にどの程度知らせたほうがよいか迷う場合には産業医に相談すること。

回答欄

文章の内容に対して実施可能または、問題ないと考えられる場合

「同意」欄に○を記してください。

文章の内容に対して実施できないまたは、必要がないと考えられる場合

「不要」欄に○を記しその理由を「不要の理由または修正の内容」に記載してください。

文章の内容の一部を変更すれば実施可能、問題ないと考えられる場合

「修正」に○を記しその理由を「不要の理由または修正の内容」に記載してください。

《1》労働者(肝炎ウイルスに感染していない、あるいは感染の有無が分からない)への提言

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				医療現場の他に、肝炎に感染するリスクが高いと考えられる職場を挙げてください。 (所属されている事業所以外でもかまいません)
3				
4				

《2》労働者(肝炎ウイルスに感染している(無症候性キャリアを含む))への提言

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				
3				職場への配慮として労働者からどのようなことを求められると考えられますか？
4				
5				

《3》産業医等への提言

ここでいう「産業医等」とは、産業医を選任する義務のない事業所においては、地域産業保健センター事業により登録されている医師等の産業医として選任される要件を備えた医師をさす（厚生労働省「過重労働による健康障害防止のための総合対策」平成14年2月より引用）。

1) ウイルス検査

1. 職域におけるウイルス検査で感染が疑われる場合には、当該労働者に対し、肝炎ウイルス検査結果の意味を説明すること。
2. 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、肝炎ウイルス感染が疑われる場合には、当該労働者に対し、肝炎ウイルス検査の意義を説明し、医療機関への受診を促すこと。
3. 健康相談等の機会に、本人から職域以外で実施したウイルス検査の結果から肝炎ウイルス感染が疑われる旨の申告があった場合は、その内容を医療職の守秘義務のかかった診療録や個別保健記録に記載すること。

2) 就労に関する意見

1. 事例ごとに職場環境や業務を確認のうえ就業上の措置が必要かどうかについて判断し、必要な場合にはプライバシーに配慮し、就業上の措置の必要性を事業者に助言すること。
2. 無症候性キャリアである労働者には、原則として事業者就業上の措置を求めないこと。一方、定期的な通院検査等の保健指導を行うこと。
3. 肝炎の病状だけでなく、職場環境や業務も考慮して就業上の意見を述べること。
4. 肝硬変と診断されている労働者には、病状の自覚を求めるとともに、事業者になるべく心身の安静度が高い作業に従事させるよう就業上の措置を求めること。
5. 病状が進行した労働者に対しては、肝炎（肝硬変を含む）を増悪させる可能性がある有害要因を原則として排除すること。

3) 相談・保健指導

1. 看護職などの協力を得て、労働者が相談や指導を受けやすい医療職の窓口を設けるように努めること。
2. 労働者から就業上の措置と保健指導の内容についてのインフォームドコンセントを受けられるように努めること。

4) 教育

1. 労働衛生教育、健康教育、職場懇談会、広報誌などの機会を利用して、ウイルス肝炎に関する集団教育を実施すること。
2. 健康診断の問診時、事後措置、健康相談などを利用して、労働者に個別教育を実施すること。

5) 医療機関との連携

1. 事業者に対して、主治医などの治療者側と情報交換を行なうのは産業医等をはじめ産業保健専門職が適切であることについて理解を求めること。
2. 複数の産業保健専門職が一人の事例に関与する場合には、事例ごとに専門職内で情報交換や相談を行い、認識や意見の統一を図り、医療職としての業務を整理し機能の分担を調整しておくこと。

《3》産業医等への提言

1) ウイルス検査

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				
3				

2) 就労に関する意見

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				
3				
4				
5				

3) 相談・保健指導

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				

4) 教育

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				

5) 医療機関との連携

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				

《4》事業者への提言

1) ウイルス検査

1. 労働安全衛生法に基づく健康診断の機会を利用するなどして過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない労働者については、その受診を促すよう努めること。
2. 職域において肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づいて実施すること。労働者が同意を拒否した場合でも就業上の不利益を与えないこと。
3. 検査結果については検査を実施した医療機関が直接本人に通知するような体制とすること。また、事業者が検査結果を直接知ることがないような体制とすること。
4. 本人以外が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることがないような体制とすること。
5. 検査結果に関して、労働者が産業医等をはじめ産業看護職に相談できる体制とすること。
6. 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果を受けて精密検査として肝炎ウイルス検査を受診した場合でも、その結果の提出は労働者の意志に従うこと。

2) 一次感染の予防

1. 血液などと接触する場合は、労働者に適切な保護具を着用させること。
2. 業務上の感染を前提とする B 型肝炎ワクチンの接種は労働者の経済的な負担をさせないように努めること。
3. 海外派遣労働者の対策においては、信頼できる現地の医療機関を事前に調査し、適切に対処できるように対応マニュアルを作成しておくこと。

3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応

1. 事故後に実施するべき事項に関してマニュアルを作成しておくこと。
2. 産業医等が感染者および感染源となった者の両者に十分な説明を行い、医療機関を受診させるように勧めること。
3. 産業医等は、感染源となった者に対してウイルス検査を受診することの重要性を説明すること。
4. 検査結果は感染者および感染源となった者のみ伝達すること。双方以外が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることがないような体制とすること。

4) ウイルス肝炎の教育

1. 新入社員教育研修やその他の各種研修・教育のプログラムの中にウイルス肝炎に関する教育を組み入れること。
2. 管理監督者へのウイルス肝炎の健康教育により、不安や偏見をもたずに部下への対応を行なわせること。また、職場内でのウイルス肝炎の予防と就業上の配慮等に関する知識を持たせること。

回答欄

《4》事業者への提言

1) ウイルス検査

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				

2) 一次感染の予防

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				
3				

3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				
3				
4				

4) ウイルス肝炎の教育

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				

5) 就業上の措置

1. 就業適性は労働者の健康状態と業務との相対的な関係で評価すること。すなわち、ウイルス肝炎に感染している労働者は一律に就業を禁止するというような基準を以ててはならないこと。
2. 適正配置に関する規定は労働法規、労使協定、就業規則など上位の規定に基づいたものとする。
3. ウイルス肝炎による就業上の措置に関与した人事や衛生の担当者は労働者のプライバシー保護に十分留意し、情報を保管する場合は、守秘義務のないものが勝手に閲覧したり、目的外に利用されたりしないように安全保護を徹底して保管すること。

6) 医療職との連携

産業医が選任されている事業所

1. 事業者はウイルス肝炎に対して、以下の内容について産業医と十分な連携をとり、協力すること。
 - 1) ウイルス検査
 - 2) 一次感染の予防
 - 3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応
 - 4) ウイルス肝炎の教育
 - 5) 就業上の措置

産業医を選任する義務のない事業所

1. 事業者は地域産業保健センターの相談窓口等を利用して、以下について情報を収集するよう努めること。
 - 1) ウイルス検査
 - 2) 一次感染の予防
 - 3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応
 - 4) ウイルス肝炎の教育
 - 5) 就業上の措置

《5》行政への提言

1. 職域での慢性肝炎の増悪因子を明らかにすること。

《6》この提言の拡大解釈

1. 本提言は原則として既知の肝炎ウイルスである B 型肝炎ウイルスおよび C 型肝炎ウイルス感染者を対象とした提言であるが、未だに病原体が同定されていないウイルスが疑われる慢性肝炎についても拡大適用されることが望まれる。

回答欄

5) 就業上の措置

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				
3				

6) 医療職との連携

産業医が選任されている事業所

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				

産業医を選任する義務のない事業所

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				

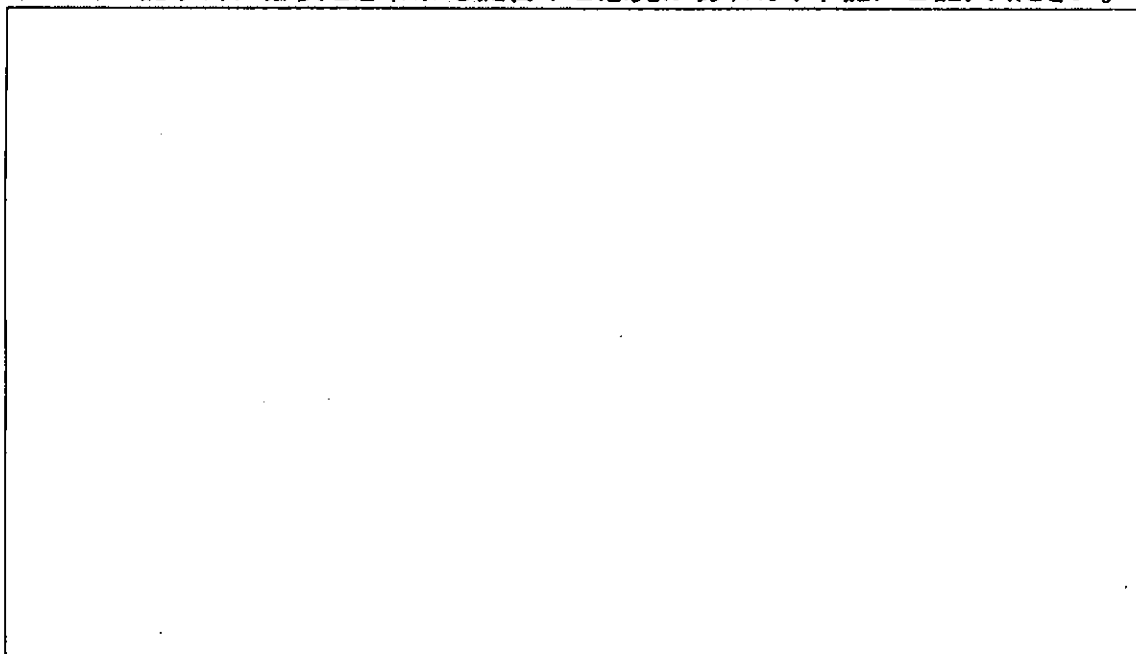
《5》行政への提言

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				考えられる増悪因子を挙げてください。

《6》この提言の拡大解釈

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				

《7》上記以外に必要と思われる提言やご意見があれば、下記にご記入ください。



ご協力ありがとうございました。

肝炎ウイルスに感染した労働者の健康管理に関する提言

主任研究者 川本 俊弘 産業医科大学医学部衛生学講座 教授
分担研究者 杉江 拓也 国立保健医療科学院疫学部 主任研究官
分担研究者 奈良井理恵 産業医科大学産業保健研修コース 専門修練医

研究要旨

肝炎ウイルスに感染した労働者の健康管理について下記のように提言する。

1. 肝炎ウイルス保有の有無を知らない労働者は、一度は検査を受けるように努めること。
2. 肝炎ウイルス検査の結果は個人情報の中でも特に機微な情報であるので、結果報告には個人情報保護の観点から、特段の配慮がなされること。
3. 肝炎に関する健康情報は他の疾患と同様に適切な取り扱いの厳格な実施がなされること。
4. 肝炎ウイルスに感染した労働者の健康管理と就業上の措置は、他の疾患と同様に病状に対応して行われること。
5. 例外として、感染のリスクの高い業務では、上記1から4とは異なる対応が必要であること。

研究協力者(五十音順)

岡林 賢

日本旅客鉄道株式会社 JR 東日本健康推進センター 産業医

佐藤 かがり

健康保険組合連合会 保健部 保健師業務室 室長

竹田 透

ライオン(株) 健康管理センター 総括産業医

田中 純子

広島大学大学院 医歯薬学総合研究科 疫学・疾病制御学講座 助教授

堀江 正知

産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健管理学 教授

村上 朋絵

産業医科大学 産業保健研修コース 専門修練医

鎗田 圭一郎

マツダ(株) 人事本部 産業医

A. 研究目的

肝炎ウイルスに感染した人の多くは慢性の経過をたどり、人生の長い期間を労働者として労働現場で過ごすことになる。従って、職場における肝炎対策は重要であると考えられるが、以下に挙げるような様々な問題がある。

ウイルス性肝炎は早期診断・治療が重要であるため、現在、地域住民に対しては、保健所や市町村で行われる老人保健法による肝炎ウイルス検査の体制が整えられてきている。その一方で労働者は労働を通して日本社会に貢献し、税金や健康保険料を支払うことにより肝炎ウイルス検査に間接的に拠出をしているにも関わらず、これらの肝炎ウイルス検査を利用することは困難である。

肝炎ウイルス検査は、労働安全衛生法による定期健康診断項目ではないため、検査の実施は事業者の判断に委ねられる。さらに、肝炎ウイルス検査を実施した場合、個人情報保護の観点から、結果の取り扱いに特別な配慮が必要である。一方で、事業者は労働者の健康管理と症状にあわせて就業上の措置を講じる安全配慮義務も存在する。

従って本研究の使命として、労働者の費用負担が軽く、安全配慮義務と個人情報保護のバランスのとれた「肝炎ウイルス検査」、「定期的な保健指導」、「就業上の措置」、さらには「適切な治療」を実施できる体制を構築し、肝炎ウイルスに感染した労働者が安心して働くことができるようにすることを目的として、肝炎ウイルスに感染した労働者の健康管理に関する提言

の最終案を作成した。

B. 研究方法

平成 15 年度の本研究で行った「肝炎労働者の健康管理に関する提言アンケート」を参考に、本研究班の主任及び分担研究者で、「肝炎ウイルスに感染した労働者の健康管理に関する提言(案)」を作成した。さらに研究協力者を加え、班会議を 3 回(第一回;平成 16 年 8 月 27 日、第二回:平成 16 年 11 月 25 日、第三回;平成 17 年 1 月 28 日)行い、最終案を作成した。

C. 研究結果

肝炎ウイルスに感染した労働者の健康管理について下記のように提言する。

1. 肝炎ウイルス保有の有無を知らない労働者は、一度は検査を受けるように努めること。
2. 肝炎ウイルス検査の結果は個人情報の中でも特に機微な情報であるので、結果報告には個人情報保護の観点から、特段の配慮がなされること。
3. 肝炎に関する健康情報は他の疾患と同様に適切な取り扱いの厳格な実施がなされること。
4. 肝炎ウイルスに感染した労働者の健康管理と就業上の措置は、他の疾患と同様に病状に対応して行われること。
5. 例外として、感染のリスクの高い業務では、上記 1 から 4 とは異なる対応が必要であること。

D. 解説

1. 肝炎ウイルス保有の有無を知らない労働者は、一度は検査を受けるように努めること。

B 型・C 型肝炎は適切な治療を行うことで、完治したり、発症・進展を遅らせたりすることができるので、早期発見が大切である。別表に示す業務を除く一般の職場では、新たに B 型・C 型肝炎ウイルスに感染することはほとんどなく、通常毎年繰り返して B 型・C 型肝炎ウイルス検査を受ける必要はない。感染の有無を確認するには、正しい検査を一生に一度受ければよいと考えられる。

現行の健康診査体制の中で行われているウイルス検査は

- ①老人健康事業における老人保健法による肝炎ウイルス検査(HBs 抗原検査および HCV 抗体検査、HCV 抗原検査、HCV RNA 検査)

②政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診における肝炎ウイルス検査(HBs 抗原検査および HCV 抗体検査)

③保健所等における肝炎ウイルス検査(HBs 抗原検査および HCV 抗体検査、HCV RNA 検査)がある。

①では、肝炎ウイルス検査の実施にあたって国および市町村から補助金が出ているが、対象者は老人保健法による基本健康診査(住民健診)を受けることができる人であり、窓口は在住の市町村の老人保健担当課という制約がある。②では国から補助金が出ているが、政府管掌健康保険等の生活習慣病予防健診(一般健診)を受けていることが前提となり、誰でも検査を受けることができるわけではない。③は、地域により補助や対象者が異なっている。

ウイルス性肝炎は早期に適切な治療を行うことで、完治したり、発症・進展を遅らせたりすることが可能なことから、肝炎ウイルス保有の有無を把握していない労働者に対して、できるだけ早い段階で、肝炎ウイルス検査を受ける機会を提供することは重要である。

肝炎ウイルス検査を受ける機会として、上記の①～③の他、事業者・健康保険組合等で実施している肝炎ウイルス検査、医療機関受診等があることを、事業者は労働者に情報として提供することが望ましい。

また、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果や健康相談などで肝炎ウイルス検査の必要があると考えられる場合は、保健指導として検査の意義を説明し受診を勧める。なお、肝炎ウイルス検査を職域で行う場合は、本人の希望により行うものとし、本人の同意のない状況では決して行ってはならない。

2. 肝炎ウイルス検査の結果は個人情報の中でも特に機微な情報であるので、結果報告は個人情報保護の観点から、特段の配慮がなされること。

肝炎ウイルス検査は労働安全衛生法第 66 条に基づく健康診断の項目ではないので、事業者は労働安全衛生法第 66 条の 3 および労働安全衛生規則第 51 条に基づく健康診断の結果の記録・保存義務はない。

検査結果の通知は、本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の結果を知ることのないようにする。具体的には肝炎ウイルス検査を実施した医療機関から直接本人に通知するものとする。

したがって、肝炎ウイルス検査を実施した医

療機関は単に本人に通知するのではなく、陽性者に対しての適切な対応を行うべきである。一方、就業上の措置のため必要な情報と判断し、事業者が肝炎ウイルス検査結果を収集する場合には、その利用目的を明らかにし、本人の同意を得た上で厳重な管理の下（具体的には、労働安全衛生法第104条、刑法第134条、保健師助産師看護師法第42条の2に基づく守秘義務の下）で取り扱う必要がある。

ただし、海外派遣労働者健康診断（労働安全衛生規則第45条の2）は、B型肝炎ウイルス抗体検査の実施を規定（平成10年労働省告示第90号）しており、その実施は事業者の責任で行われ、費用は事業者負担となり、検査結果は事業者に帰属する。

3. 肝炎に関する健康情報は他の疾患と同様に適切な取り扱いの厳格な実施がなされること。

肝炎ウイルスに感染した労働者本人からの申告により得た肝炎に関する健康情報はウイルス肝炎を特別な疾患として考えるのではなく、他の疾患と同様に個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法（平成15年法律第57号）、以下法）の趣旨に基づいて取り扱われるべきである。

職域における健康情報の管理については、現時点での行政からの見解として

- ① 労働者の健康情報に係るプライバシー保護に関する検討会中間取りまとめ（平成12年7月）
- ② 労働者の健康情報の保護に関する検討会報告書（平成16年9月）
- ③ 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うにあたっての留意事項について（平成16年10月29日 厚生労働省基発第1029009号）

が出されている。②の中で、「健康情報は個人情報の中でも特に機微な情報であり、特に厳格に保護されるべきであり、さらにHIV感染症やB型肝炎等の慢性的経過をたどる感染症の感染状況に関する情報や、色覚検査等の遺伝情報の取り扱いの是非は、特に慎重に検討を要する課題である」とされている。さらに「職業上の特別な要求がある場合を除いて原則として収集すべきでないと考えられる」と述べられている。これは、「これらが本人の生活習慣の改善努力や治療等で変更できるものではない」という医学的知見、および他の疾患に関する健康情報の管理が必ずしも厳重でなかった法施行前の状況が前提にあるためである。

しかしながら、B型、C型肝炎の予防法、治療法も格段の進歩を遂げ、さらに法施行により健康情報が「特に厳格に保護される」ようになることを考慮すると、肝炎に関する健康情報は他の疾患と同様に法に基づく範疇で健康情報管理を行われるべきものと思われる。

4. 肝炎ウイルスに感染した労働者の健康管理と就業上の措置は、他の疾患と同様に病状に対応して行われること。

事業者は、労働安全衛生法やその他の関係法令により、労働者の安全と健康の確保のために必要な措置を講ずる責任を有しており、肝炎ウイルス感染者から申告があった場合は健康管理と就業上の措置を行う必要がある。事業者に対して求められるのは、肝炎を増悪させる作業関連因子の排除であるが、現時点でこのような作業関連因子についての医学的に明らかな因果関係を示唆する文献等は認められなかった。だが、過重労働や精神的ストレスが肝炎を増悪させた可能性がある事例も産業医から報告されている。

ウイルス性肝炎は、長い期間をかけてキャリア、肝炎、肝硬変、肝癌と進んでいくことから、病状に応じた健康管理と就業上の措置が必要となる。しかし、特別扱いをする必要はなく、他の疾患と同様に取扱うべきである。何らかの就業上の措置を行う際には、事業者は、労働者の実状に留意するだけでなく、産業医、その他専門の医師の助言や指導を得るべきである。

5. 例外として、感染のリスクの高い職場では、上記1から4とは異なる対応が必要であること。

別表に示す業務は業務起因性の肝炎ウイルス感染のリスクが高い。したがって、当該業務における感染のリスクを考慮し、事業者主体の肝炎ウイルス検査の実施、肝炎ウイルスに感染した労働者の保護や2次感染の防止の観点にあった健康情報の管理を行うことが必要である。

（別表）

感染の可能性の高い業務

- 1) ヒトの生体試料を取り扱う業務
- 2) 救急救命に携わる業務
- 3) 医療廃棄物の回収・処理の業務
- 4) 理容・美容に携わる業務
- 5) 医療・看護・介護に携わる業務
- 6) その他感染の可能性の高い業務

E. 結論

肝炎ウイルスに感染した労働者の健康管理について下記のように提言する。

1. 肝炎ウイルス保有の有無を知らない労働者は、一度は検査を受けるように努めること。
2. 肝炎ウイルス検査の結果は個人情報の中でも特に機微な情報であるので、結果報告には個人情報保護の観点から、特段の配慮がなされること。
3. 肝炎に関する健康情報は他の疾患と同様に適切な取り扱いの厳格な実施がなされること。
4. 肝炎ウイルスに感染した労働者の健康管理と就業上の措置は、他の疾患と同様に病状に対応して行われること。
5. 例外として、感染のリスクの高い業務では、上記1から4とは異なる対応が必要であること。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表
該当なし

2. 学会発表

鈴木理恵、小山倫浩、一瀬豊日、落合秀夫、尾崎真一、八嶋康典、樺田尚樹、小川真規、山口哲右、木長健、川本俊弘：事業所におけるウイルス肝炎対策－産業医と労働者の意識調査－。平成16年度日本産業衛生学会九州地方会、宮崎、2004年6月

奈良井理恵、小山倫浩、一瀬豊日、尾崎真一、八嶋康典、小川真規、山口哲右、木長健、村上朋絵、川本俊弘：ウイルス肝炎の感染リスクが高い職場に関する調査。第75回日本衛生学会総会、新潟、2005年3月

奈良井理恵、小山倫浩、一瀬豊日、落合秀夫、尾崎真一、八嶋康典、小川真規、木長健、村上朋絵、山口哲右、川本俊弘：職場におけるウイルス性肝炎の健康管理【第1報】感染者の発見経緯から。第78回日本産業衛生学会総会、東京、2005年4月

木長健、小山倫浩、一瀬豊日、落合秀夫、小川真規、奈良井理恵、村上朋絵、山口哲右、岡林賢、川本俊弘：職場におけるウイルス性肝炎の健康管理【第2報】有害業務について。第78回日本産業衛生学会総会、東京、2005年4月

小川真規、奈良井理恵、小山倫浩、一瀬豊日、落合秀夫、尾崎真一、八嶋康典、木長健、村上朋絵、山口哲右、鎗田圭一郎、川本俊弘：職場におけるウイルス性肝炎の健康管理【第3報】増悪因子に関する検討。第78回日本産業衛生学会総会、東京、2005年4月

村上朋絵、奈良井理恵、小山倫浩、藤野昭宏、堀江正知、竹田透、鎗田圭一郎、一瀬豊日、落合秀夫、尾崎真一、八嶋康典、小川真規、木長健、山口哲右、川本俊弘：職場におけるウイルス性肝炎の健康管理【第4報】健康管理の提言。第78回日本産業衛生学会総会、東京、2005年4月

3. その他

「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」

(平成16年12月8日 基発第1208004号、職発第1208004号)

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 該当なし
2. 実用新案登録 該当なし
3. その他 該当なし

《資料》

基発第1208003号

職発第1208003号

平成16年12月 8日

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について

この度、過去に投与されたフィブリノゲン製剤により肝炎ウイルスに感染し、その感染を自覚していない者がいる可能性があることから、製剤を投与された者などに対し「C型肝炎等緊急総合対策」等で整備した検査体制の利用又は医療機関への受診を呼びかけることといたしました。

この一環として、今般、三菱ウェルファーマ社においてフィブリノゲン製剤を納入したとされる医療機関の名称等が、12月9日に公表される予定です。

つきましては、今回の公表を契機として総合的な肝炎対策とウイルス性肝炎に関する情報の適正な取扱いがより一層推進されることとなるよう、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」を別添のよう
に定め、事業場におけるウイルス性肝炎に対する適切な対応を促進することとしたところです。

貴職におかれては、以上の状況を踏まえ、種々の機会を捉えて留意事項の周知をお願いするとともに、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項

1. 趣 旨

ウイルス性肝炎は、通常の業務において労働者が感染したり、感染者が他の労働者に感染させたりすることは考えられず、また多くの場合肝機能が正常である状態が続くことから、基本的に就業に当たっての問題はない。

一方で、ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療を推進するとともに、事業場において肝炎ウイルス感染者に対する適切な対応を図る観点から、事業者は以下に示す事項に留意する必要がある。

2. 肝炎ウイルス検査について

我が国のC型肝炎ウイルスの持続感染者は、100万人から200万人存在すると推定され、症状がないために、自分自身の感染を把握していない者が多く、何ら治療等がなされないまま数十年後に肝硬変や肝がんへ移行するものがあるとされている。ウイルス性肝炎は早期に適切な治療を行うことで、完治したり、発症・進展を遅らせたりすることが可能なことから、厚生労働省では、自らの肝炎ウイルス保有の有無を確認することを勧奨している。

このため、事業者に対しても労働者が希望する場合においては、職域において実施される様々な健康診断等の際に肝炎ウイルスの検査を受診することや、自治体等が実施している肝炎ウイルス検査等を受診できるよう配慮することが望まれる。

なお、事業者が労働安全衛生法に基づく健康診断の機会をとらえて肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づいて実施するとともに、その結果については当該検査を実施した医療機関から直接本人に通知するものとし、本人の同意なく本人以外の者が不用意に健診受診の有無や結果などを知ることのないよう十分に配慮する必要がある。

3. 雇用管理等について

(1) 採用に当たって

事業者は、労働者の採用選考を行うに当たって、応募者の適性・能力を判断する上で真に合理的かつ客観的必要性がある場合を除き、肝炎ウイルス検査を行わないこと。

なお、真に必要な場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性についてあらかじめ十分な説明を行ったうえで実施する必要がある。

(2) 就業上の配慮について

ウイルス性肝炎は、多くの場合肝炎ウイルスが体内に持続的に存在していながら、数十年間、特に自覚症状もなく、肝機能も正常である状態が続く。したがって、そのような労働者のための就業上の配慮は特に必要はなく、また処遇について他の労働者と異なる扱いをする理由はない。もとより肝炎ウイルスに感染していることそれ自体は就業禁止や解雇の理由とならないことは言うまでもないのである。

また、肝炎ウイルスによる症状が見られる労働者については、他の病気を有する労働者と同様に、その病状等に応じ、必要に応じて産業医等と相談の上、合理的な就業上の配慮が必要である。

研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
Munaka, M. Kohshi, K. Kawamoto, T. Takasawa, S. Nagata, N. Itoh, H. Oda, S. Katoh, T.	Genetic polymorphisms of tobacco- and alcohol-related metabolizing enzymes and the risk of hepatocellular carcinoma	Journal of Cancer Research and Clinical Oncology	129	355-360	2003
八嶋康典 瀬戸篤 森朋子 森田哲也 馬場郁子 小山倫浩 尾崎真一 一瀬豊日 川本俊弘	当事業所における肝炎労働者の現状	産業衛生学雑誌	45 (5)	210	2003
落合秀夫 織田進 小山倫浩 川本俊弘	職域における肝炎検査について	産業衛生学雑誌	46 (1)	26	2004
鈴木理恵 小山倫浩 一瀬豊日 尾崎真一 八嶋康典 山口哲右 木長 健 小川真規 川本俊弘	肝炎労働者の業務内容ならびに急性増悪	産業衛生学雑誌	46 (1)	26	2004
岩本美江子 新聞泰司 神林康弘 加藤昌志 荻野景規	作業関連要因が肝炎労働者の肝機能に及ぼす影響 - バイオマーカー (尿中 8-OhdG) を利用して -	日本衛生学雑誌	59 (2)	166	2004
鈴木理恵 小山倫浩 一瀬豊日 樺田尚樹 尾崎真一 八嶋康典 山口哲右 木長 健 小川真規 川本俊弘	肝炎労働者の急性増悪と業務内容	日本衛生学雑誌	59 (2)	198	2004
落合秀夫 織田進 小山倫浩 川本俊弘	職域における肝炎検査について	産業衛生学雑誌	46 (臨時)	372	2004
鈴木理恵 小山倫浩 一瀬豊日 樺田尚樹 尾崎真一 八嶋康典 山口哲右 木長 健 小川真規 川本俊弘	事業所における肝炎労働者の情報管理方法	産業衛生学雑誌	46 (臨時)	456	2004